

特集《通巻 900 号記念》

前身「特許と商標」について

会員 青山 高明*

日本弁理士会会誌「パテント」が発刊以来 900 号を迎えることにちなみ、ここでは「パテント」の前身である「特許と商標」を紹介したい。「特許と商標」は、戦前に刊行されていた、本邦初そして本邦最古の知的財産法専門誌である。「特許と商標」の創刊号は、1932 年（昭和七年）7 月号である。我が国の弁理士法の前身である特許代理業者登録規則の施行から既に 33 年、1921 年（大正十年）弁理士法の公布からでも 11 年が経過している。1932 年は、「日本の十大発明」の一つ MK 磁石鋼が特許権（第 96371 号）を取得した年でもある。最終号は、1944 年（昭和十九年）11 月号である。アジア太平洋戦争は最終局面に向かいつつあり、戦禍の増場の中休刊することとなった。

国立国会図書館には現在、1940 年（昭和十五年）1 月号から 1944 年 10 月号までが所蔵されており、そのデジタルアーカイブ（スキャンデータ）を閲覧・複写することが可能である。また、国会図書館の登録利用者となり（登録利用者カードが発行される）ユーザ ID を取得すれば、インターネット経由で「国立国会図書館デジタルコレクション」サイトにアクセスし、「特許と商標」や「パテント」その他を在宅でも閲覧することができる。

「特許と商標」をひもといてみると、その内容は存外に現行の「パテント」に近く、懐古というよりもむしろ普遍性に思いを致すところがある⁽¹⁾。

以下、本稿中の引用につき、技術的な都合上、旧字体を新字体に、旧仮名遣いを現代仮名遣いに直している。

「特許と商標」は、縦 218mm、横 152mm の菊判（概ね A5 判サイズだが縦に 10mm 程度長い）で、現行の「パテント」よりも小ぶりである。右綴じで、本文は縦書きである。創刊号（図 1）の本文は 129 ページあった。

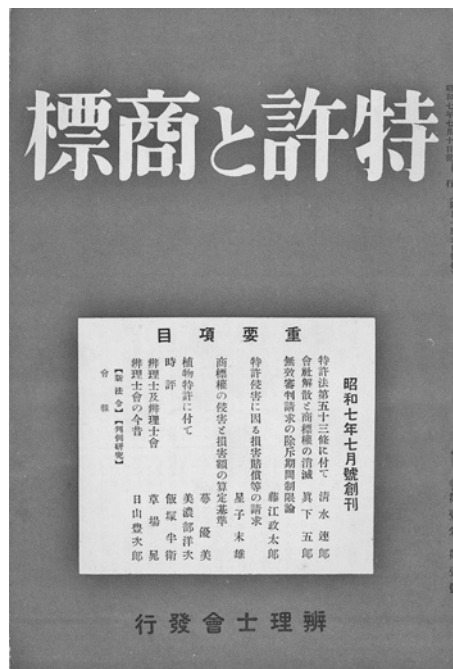


図 1 「特許と商標」1932 年 7 月創刊号の表紙

「特許と商標」の内容は、「論説」（法制度や実務に関する論文）、「時評」（会員による論説や意見表明）、「資料」

* 令和 3 年度広報センター会誌編集部部長

(内外国法制度の情報等)、「新法令」(国内の新法等)、「判例研究」(“研究”とあるが、直近の大審院判決や審決を抜粋し纏めたもので判例集と言えよう)、「雑報」(弁理士会と特許局(現特許庁)との協議結果や、出願件数その他の統計、特許局内人事等)、「会報」(弁理士会の総会の報告や人事、庶務、会員の入退会や事務所の住所変更等)である。号によっては、弁理士会の会則、会令等も掲載される(創刊号では、表紙をめくった裏面に会則の抜粋が載っていた)。「特許と商標」は、ちょうど現在の「パテント」と「JPAA ジャーナル」(日本弁理士会会員専用の会報)とを合わせたような存在であった。

「時評」では、「特許と商標」発刊に携わられた方の思いが綴られている。“我が国に特許条例が発布せられてから已に約五十年を経過したる今日、初めて無体財産に関する専門雑誌が我が国に現われたことは決して誇り得べき時ではないかもしれぬ。独逸国特許局発行の“Blatt fuer Patent,-Muster und Warenzeichenwesen”は已に三十八年……継続し、彼の世界大戦争時代の国歩極めて困難なりし時にも休刊することなく今日に至り、貴重なる文献となっている。……特許の出願数に於て世界の第三位を占むる我が国に、是迄此方面の専門的研究雑誌のなかつた事は実に不可解の事であった。さもあれ、今は其の原因など尋ねている必要はない。唯今目前に生氣溼潤たる「特許と商標」が現われたのである。生まれ出でたものの伸び行く力は無限である。風雨寒暑に耐え、無限に伸びんとする此「特許と商標」に対し、只管会員諸氏の不断の援助を望むで已まない次第である。”

創刊号の「論説」には、「特許法第五十三条に付て」「会社解散と商標権の消滅」「無効審判請求の除斥期間制限論」(但し、これは特許に関する)「特許侵害に因る損害賠償等の請求」「商標権侵害と損害額の算定基準」が並ぶ。90年前の「特許と商標」は、現在の「パテント」と大きく変わらない。「パテント」編集部員を務めた身としては、昔も同じようなことをやっていたんだな、と感慨を覚える。

幾つかの号をひもといてみたが、我が国において良い発明を多産することの重要性が繰り返し強調されていた。科学技術が進展し、時代が変化し、新たなビジネスや新種の知的財産が生み出されゆくとしても、弁理士が帯びる使命・社会から期待される仕事は不変であるということだろう。

当時の投稿規定は、

「一、投稿は凡て工業所有権又は著作権に関するものたること。

特に会員の受けられたる有益なる審決、判決、批評の御寄稿を望む。

二、誹謗、攻撃等会員の品位を毀くる虞あるものは採用せず。

三、投稿の選択採否は理事会にて決す。



図2 1940年1月号「誌上名刺交換会」

四、会員外の投稿をも歓迎す。

五、原稿は発行月の前月十五日を以て締切る。

以上]

とされていた。もっとも、原稿の締切日は年次によって異なっている。

1940年（昭和十五年）以降のバックナンバーは、当時の国内外情勢を反映し、掲載されている文章を含め戦時色を感じさせるものが多い。例えば、1940年1月号の「誌上名刺交換会」（図2）のページには、投下爆弾のようなイラストがあしらわれている。

興味をそそられるコラム等も存在する。「印刷された世界最古の特許明細書」（図3）という記事によると、世界最古の印刷明細書は、1551年に仏国王アンリ二世から特許を与えられた仏人アベル・フーロン（Abel Foullon）の二つの発明（測距儀（holo-metre）と印刷機）について記したもので、1555年に一旦印刷されたことはされた

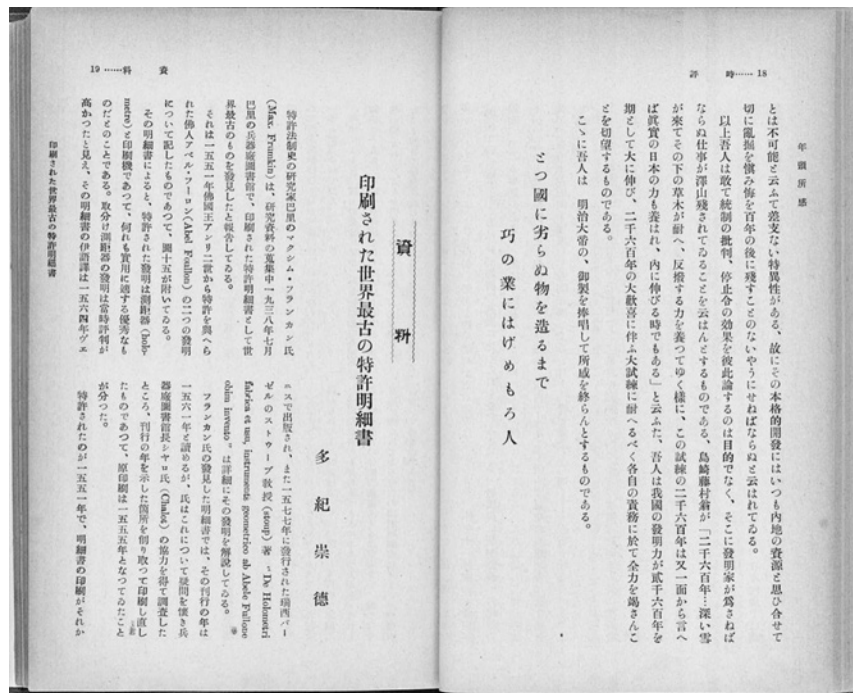


図3 1940年1月号記事「印刷された世界最古の特許明細書」

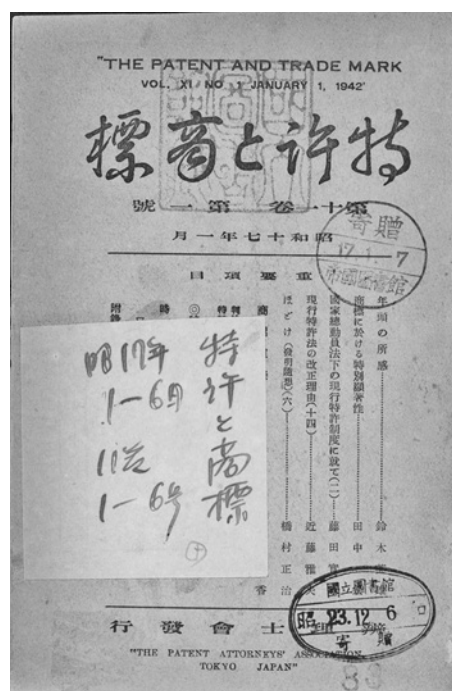


図4 1942年1月号の表紙

が、発明者の希望によって存続期間の満了する1561年になって発表されたと推測される、とのことである。なお、特許の印刷物としては1545年印刷のものが維納（ウィーン）で発見されているが、これはカール五世から特許を与えられた権利者が“自費で印刷した発明趣意書とも見られるべきもの”、らしい。

1934年（昭和九年）には、高橋是清翁の揮毫を頂き「特許と商標」の表紙の題号に使用するようになった。なお、是清翁は1936年（昭和十一年）二・二六事件で受難された。1942年（昭和十七年）1月号の表紙（図4）には、“THE PATENT AND TRADEMARK” “THE PATENT ATTORNEYS’ ASSOCIATION TOKYO JAPAN”といった英字表記が存在していた。だが、太平洋戦争開戦（対英米宣戦布告）に伴い、この英字表記は翌2月号からは消失している。

1940年1月号「新年の歌」（図5）。詠み人は帆影。“にしひがしよする仇浪あれくるふなかにひとすぢすめろぎのみち”等、当時の世相を反映している。

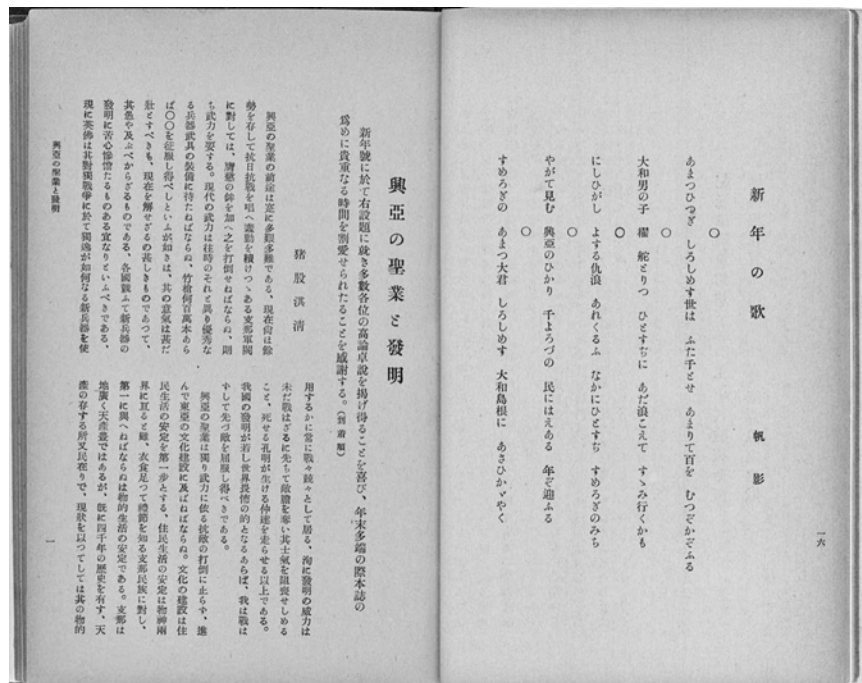


図5 1940年1月号「新年の歌」

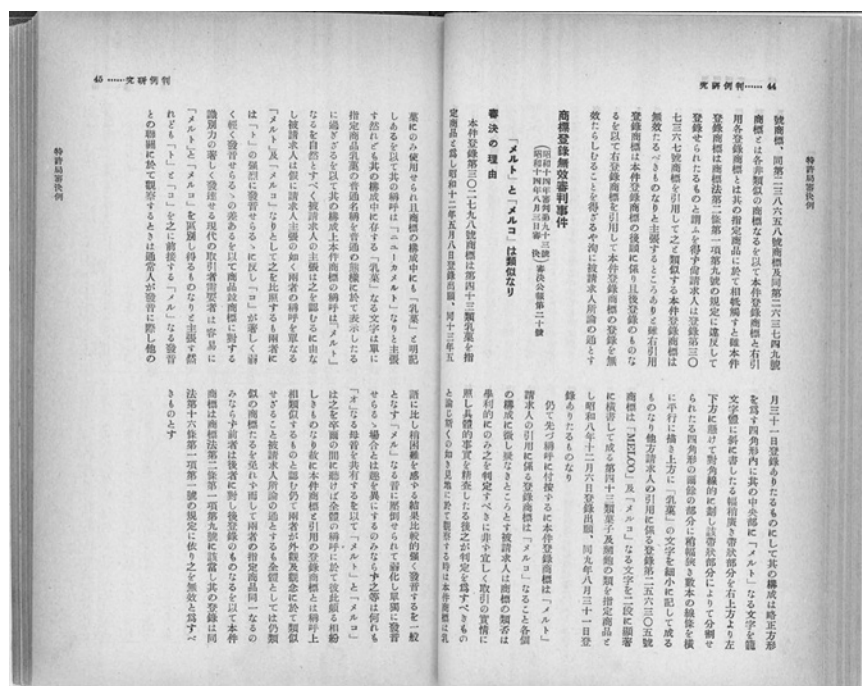


図6 1940年1月号「判例研究」

1940年1月号「判例研究」の特許局審決例の一つ（図6）。商標登録無効審判事件、「メルト」と「メルコ」は類似なり”。いわく“……其の称呼は「ニューカメルト」なりと主張す然れども其の構成中に存する「乳菓」なる文字は単に指定商品乳菓の普通名称を普通の態様に於て表示したるに過ぎざるを以て其の構成上本件商標の称呼は「メルト」なるを自然とすべく被請求人の主張は之を認むるに由なし……「ト」と「コ」を之に前接する「メル」なる発音との連関において観察するときには通常人が発音に際し他の語に比し稍困難を感ずる結果比較的強く発音するを一般となす「メル」なる音に厭倒せられて弱体化し単独に発音せらるる場合とは趣を異にするのみならず之等は何れも「オ」なる母音を共有するを以て「メルト」と「メルコ」は之を卒爾の間に聴けば全体の称呼に於て彼此頗る相紛しきものなり故に本件商標と引用の登録商標とは称呼上相類似するものと認む……”

1943年（昭和十八年）1月号掲載広告“発明通信社編 敵国特許権分類総覧”（図7）。“本書は……敵性国たる

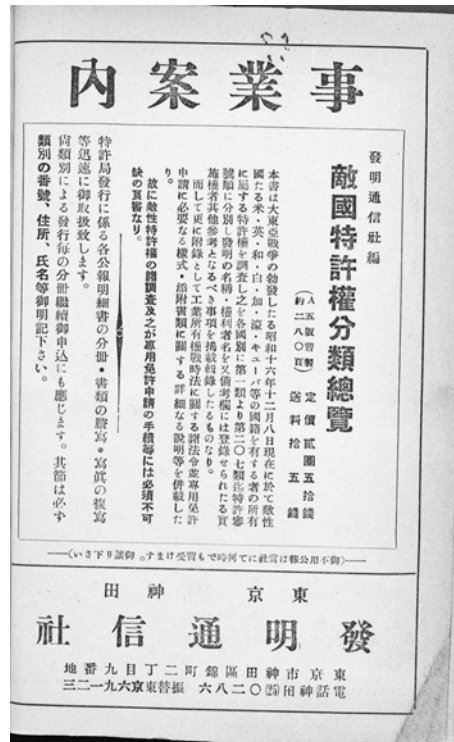


図7 1943年1月号掲載広告

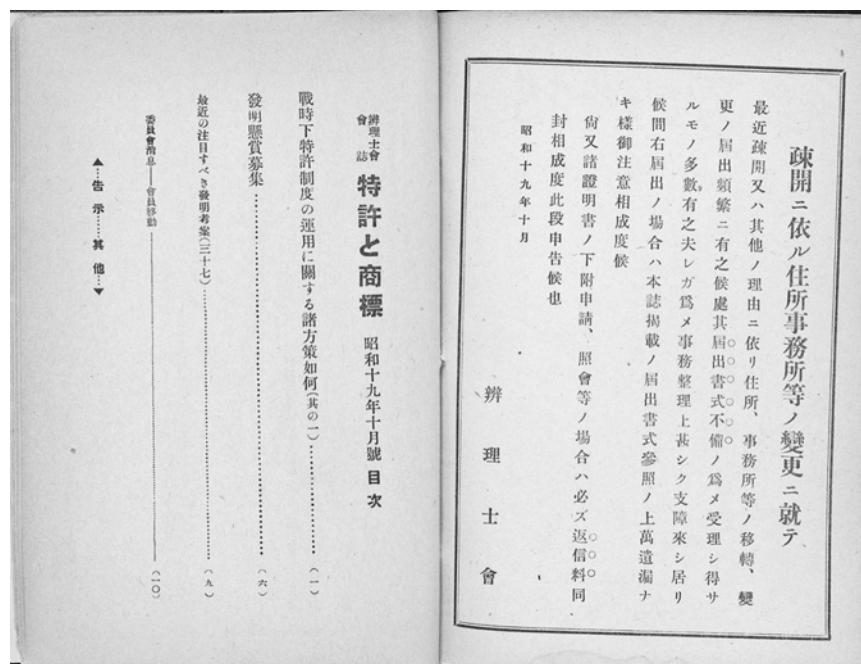


図8 1944年10月号の目次

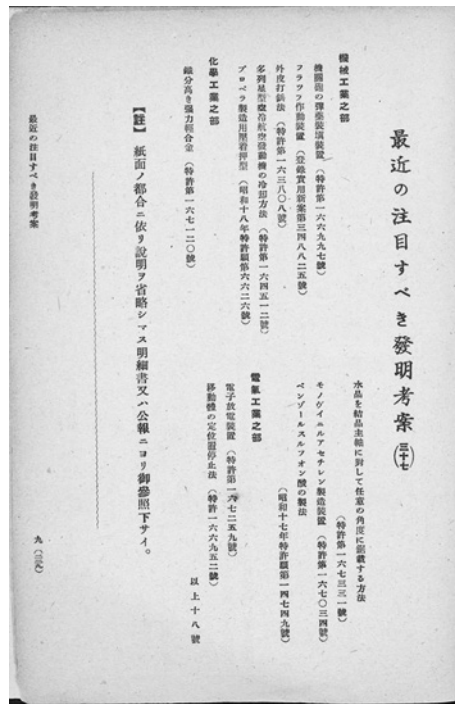


図9 1944年10月号「最近の注目すべき発明考案」

米・英・和・白・加・濠・キューバ等の国籍を有する者の所有に属する特許権を調査し之を各国別に第一類より第二〇七類迄特許番号順に分別し発明の名称・権利者名を又備考欄には登録せられたる実施権者其他参考となるべき事項を掲載輯録したるものなり……故に敵性特許権の諸調査及之が専用免許申請の手續等には必須不可欠の良書なり。”とある。

1943年までは100ページ近い号も存在していたが、戦局の悪化に伴い、ページ数は減少していった。最終号の一つ前の1944年（昭和十九年）10月号（図8）では、本文僅か10ページと非常に薄くなっている。国の疲弊を物語る。

「最近の注目すべき発明考案」（図9）を紹介するページでも、“【註】紙面ノ都合ニ依リ説明ヲ省略シマス明細書又は公報ニヨリ御参照下サイ。”となっている。

「特許と商標」は、1944年11月号を以て休刊となった。「パテント」の復刊は、1948年（昭和23年）11月まで待つことになる。

（参考文献）

(1)安井照明、“会誌の歴史「特許と商標」編”、パテント、弁理士会、1960年（昭和三十五年）3月、第13巻、第3号、p.47-52

（原稿受領 2023.2.1）